

# G20 労働雇用大臣会合に向けた L20 声明

## 2020 年 9 月 9-10 日



国際労働組合運動は、すべての男女労働者、とりわけ新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の治療と封じ込めの最前線に立つ人々および必要不可欠な財・サービスの供給を確保する仕事に携わる人々を支持する。

検査を拡充し、ワクチンと治療法の研究・生産に資金を調達するための政府の行動が緊急に求められている。現在 COVID-19 のパンデミック（世界的大流行）が健康および社会経済の両面で及ぼしている影響に対処するとともに、すべての人々のレジリエンス（強靱性）を構築するためには、研究結果の共有における多国間の協調ならびに無償で提供されるワクチンおよび治療法の生産・普及が不可欠である。

## 雇用見通し

職場の閉鎖が相次いでいる諸国に暮らす労働者の割合が世界の労働人口の 93%にのぼる現状にあって、COVID-19 危機は収束の見通しが立たない状況にある。ILO モニター（6 月 30 日）の推計によれば、2020 年第 1 四半期において世界の労働時間合計の 5.4%（フルタイム労働者換算で 1 億 5500 万人分に相当）が喪失された。第 2 四半期においてはおよそ 4 億人分相当の合計労働時間の減少となる。ILO は、製造サプライチェーンにおいておよそ 2 億 9200 万人分の雇用が影響を受けていると推定している。インフォーマル経済の労働者 16 億人が社会的保護へのアクセスがないまま生活困窮に陥っている。

現在の OECD の予測では、第 2 波が起こらないとしても、2020 年末には OECD 地域の失業率は過去最悪の 9.4%に達すると見込まれ、2021 年に改善しても 7.7%にとどまるとみられる。年末前に新たに大きな感染の波が起きた場合、失業率は 2020 年末に 12.6%、2021 年には 8.9%に上がると見込まれる。最も打撃を受けるのは、低所得労働者、マイノリティ・グループ、女性および若者である。欧州の OECD 諸国では、感染拡大防止（封じ込め）措置の影響を最も受けるセクターの総雇用者数のうち非標準的労働者の占める割合が最大 40%にのぼる可能性がデータから明らかである。新興諸国ではこの数値は 60%にまで上がる。

最も大きな打撃を受けているセクターは、観光、航空、接客、ケータリング、芸術、娯楽・レジャー、製造および小売などである。

労働市場への影響は、失業や不完全雇用の大幅な増加、労働時間の喪失、およびインフォーマル化の増大に顕著に表れている。この結果生じるのは、収入減少、雇用保障と所得保障の低下、格差拡大および貧困増大で、経済全体に影響が及んでいる。

G20 のリーダーは、経済的参加および包摂を基盤とする回復を実現し、信頼とレジリエンスを構築する一貫性のある経済および社会政策を提供することが求められる。

## 必要な限りにおいて実体経済に対する政府の支援が求められる

所得と雇用の維持のため財政援助を行っている各国政府は、最も困窮しているセクターを明確な対象として、危機が終息するまで引き続き財政援助を行わなければならない。国際金融機関および中央銀行は、財政余力のない諸国が労働者および生産セクターを支援できるように、国連の勧告に従い、必要なあらゆる措置を講じる必要がある。

国およびセクターレベルにおける強力な社会対話は、経済救済計画や雇用定着スキームが持続可能なものであり、効果を上げることを確保する上で各国政府の役に立つものである。

### 財政支援および援助の原則

労働者を支援するためには、G20 各国政府は、資格基準を拡大し、失業給付の受給期間を延長するとともに、社会的パートナーとの対話において雇用定着スキーム、補償および雇用保障の規模と範囲を再交渉すべきである。

- 実体経済に対する財政支援は、中小零細企業（MSME）を優先すべきである。
- 使用者に対するすべての援助は、雇用の維持および十分な感染防止・封じ込め措置の確保を条件としなければならない。
- 労働者に対する援助は、雇用状況やフォーマルまたはインフォーマル経済に従事しているのかにかかわらず、付与されなければならない。
- サプライチェーンの多国籍企業（MNE）および主要企業に対する支援は、基本的権利および労働安全衛生の遵守、売買契約の履行、サプライチェーンの労働者に対する責任の履行、ならびにマネージャーのボーナス支払い、株式買い戻し、脱税、投機的行為を含む非倫理的な財務慣行の禁止を条件とすべきである。
- 実体経済支援プログラムは、団体交渉を推進するとともに、脱炭素経済への、すなわち気候変動と雇用に強い職場への公正な移行のための枠組みを推進すべきである。

#### 1. すべての労働者、とりわけエッセンシャル・ワーカーやフロントライン・ワーカーを保護する

パンデミックは、医療、育児・保育、高齢者介護、教育、清掃業、運輸、農作業、およびその他必需品の生産・流通などの仕事の本質的性質を浮き彫りにした。これらの仕事は多くの場合、低賃金で、不安定であり、圧倒的に女性や移民労働者が従事している。経済活動の継続性を確保するためには、フロントライン・ワーカーのニーズと保護に特に重点を置くことが必要である。

### 高齢者および介護労働者を保護するための特別な行動

各国政府は、慢性疾患を持つ人や高齢者の脆弱性と、高齢者介護施設で多くの死亡が報告されている点とを考慮して、高齢者介護その他の介護に携わる労働者を保護する規制を整備すべきである。

### 船員を支援するための特別な行動

30 万人以上の船員が乗船したままとなっている一方で、さらに 30 万人が仕事への復帰を望みながら自宅で経済破綻に追い込まれている。我々は、到着ビザの発給やビザ免除など、船員に対し下船して新たな乗組員と交代する選択肢を提示した政府を称賛する。

G20 労働雇用大臣会合（LEMM）はまた、以下を行うべきである：

- COVID-19 を労働安全衛生（OSH）ハザードとして認め、社会的パートナーとともにセクター別のハザード軽減・リスク管理プロトコルを定め、質の高い個人防護具（PPE）へのアクセス、勤務時間対策やその他通勤を含むウイルス感染拡大防止（封じ込め）策に関する規制を標準化する；
  - エッセンシャル・ワーカーの重要な貢献と献身を認識し、賃金を上げ安全な労働環境を整備して彼らを保護し、労働組合加入および団体交渉の権利を尊重する；
  - すべての労働者に対し、有給病気休暇およびその他の休暇の権利を与える；および
  - 住宅ローン、家賃および借入の救済を提供する。
2. 社会的保護を増大し、すべての人が適切な公共サービスを支払い可能な費用で受けることができる状態を指すユニバーサル・パブリック・サービス・カバレッジを達成する

パンデミックは、公共サービスと社会的保護の重要性を浮き彫りにしている。社会的保護へのアクセスを強化・増強することは、労働者、家族、コミュニティが危機の最悪の影響に対処する上で役立つだろう。すべての労働者がシステムにアクセスできるようにすべきである。

家庭内暴力の被害者や職場での暴力の被害に遭っている労働者にシェルターおよびサービスを提供するとともに、2019 年の ILO の暴力およびハラスメント撤廃条約（第 190 号）に従い労働監督、報告メカニズム、その他の措置を増大するため、緊急行動が求められる。

G20 LEMM は、ILO、その他の国連機関および G20 財務トラックとともに、以下を行うべきである：

- 5 年間で 370 億ドルを投じ、先頭に立って「*Global Fund for Social Protection for All*」（すべての人の社会的保護のための世界基金）の設立に取り組む。これは、途上国が社会的保護の土台を築く上で助けとなるだろう；および

- すべての市民、とりわけ医療サービスやその他重要なセクターで働くフロントライン・ワーカーのために、誰もが無償で利用できる医療、高齢者介護、教育および保育へのアクセスを確保する。

### 3. インフォーマル労働者を保護し、フォーマル化を促進するための特別な行動

インフォーマル労働者をはじめ、高水準の保護を享受していない他のカテゴリーの労働者は、所得支援、医療およびその他社会的保護へのアクセスを必要としている。インフォーマル労働者は、女性、若年労働者、移民、黒人および少数民族、先住民が不均衡に多い。

G20 LEMM は、ILO 創設 100 周年宣言および ILO のインフォーマル経済からフォーマル経済への移行勧告（第 204 号）に従って、フォーマル化に関するこれまでのすべてのコミットメントを実施するため行動をとるべきであり、下記のカテゴリーの労働者のニーズに対処するため特別な行動をとるべきである。

移民労働者を保護するため規制が実施されることを以下によって確保する

- 移民が雇用されているセクターにおいてニーズに応じた行動を行うとともに、季節移民労働者のための規制を実施する；
- 1997 年の ILO 民間職業仲介事業所条約（第 181 号）を実施し、受入国に渡航できていない移民労働者が支払った募集斡旋関連費用の返還を含む募集斡旋慣行の監視および実施を行う；
- COVID-19 に関係する保護、援助および渡航支援に取り組むため、移民受入国の労働省と移民労働者出身国の大使館との協力の新たな形態を開発する；および
- 移民労働者および難民の平等な待遇の原則を推進する。

プラットフォーム・ワーカーの適用対象を以下によって確保する

- 援助措置の対象にプラットフォーム・ワーカーを含め、ワークプラットフォームおよびその他の使用者主体との費用分担により労働時間の減少分に対する補償を保証する；および
- ワークプラットフォームに対し、ILO 創設 100 周年宣言に従い、雇用状況の性質に関係なく労働者に対し責任を負うことを義務付ける。

インフォーマル労働者、女性、さらに具体的には女性移民がそのほとんどを占める家事労働者の保護を以下によって確保する

- 追加的援助および保護を提供する；および
- 2011 年の ILO の家事労働者条約（第 189 号）の実施を確保する。

医療サービスへのアクセスがパンデミックにより影響を受けている障がい者に対する保護および援助を以下によって増大する

- 追加的援助および保護を提供する；および
- 障がい者を感染のリスクから保護するため、防護具への優先的アクセスおよび職場における追加の予防措置を保証する。

## 経済活動再開のために政府の行動が求められる

「デジタルの進歩は記録的な速さで莫大な富を生み出してきたが、しかしその富は少数の個人、企業および国に集中している。現行の政策および規制の下では、こうした状況が今後も続くものと思われ、格差拡大を一層助長するだろう[...]新しい技術、とりわけ人工知能は、労働市場において大きな転換を必然的にもたらすだろう。例えば、一部セクターでは雇用が大量に喪失され、他のセクターでは新たな機会が大量に創出されることが予想される。デジタル経済は、さまざまな新しいスキル、新世代の社会的保護政策、そして仕事と余暇の新しい関係を必要とするだろう。」

国連事務総長  
アントニオ・グテーレス

LEMM は、支援策を標準化し、調整することに加え、完全雇用を確保し、将来の世界的な経済ショックや環境ショックに対するレジリエンスを確保する回復に向けた原則について合意を形成すべきである。これには、以下への大規模な投資が必要とされるだろう：インフラストラクチャにおける雇用；公共交通、保健、教育および介護；脱炭素経済への公正な移行のための産業政策；生態系および持続可能な農業の開発および復興、ならびにすべての人のためのデジタル接続。

公正な回復を目指す G20 LEMM の行動は、G20 財務大臣と調整を図り、以下を確保する必要がある：

- 雇用保護および雇用創出；
- 所得保護、最低生活賃金、インフォーマル経済で働く労働者、疾病者または失業者のためのベーシックインカム、ならびに結社の自由および団体交渉に対する普遍的権利；
- インフォーマル労働に携わる労働者を対象とするものを含め、レジリエンス構築のための普遍的社会的保護；
- 普遍的公衆衛生、教育および介護に対する十分な資金供給；
- 気候と技術のための公正な移行；
- 持続可能な開発目標および 2030 アジェンダを達成するための行動；および労働者の職場代表との交渉によって定められた公正な賃金を確保する基本的権利の尊重、および労働安全衛生保証とともに、企業に対する公的／国家的支援の条件付け、およびタックスヘイブンや株主買い戻しを使用しないことを含む調達の条件づけ。これらの条件には、義務的な人権デューデリジェンスおよび環境基準が伴われなければならない。

これを、世界の人々のために信頼と安全保障を再構築する新しい社会契約の根幹としなければならない。

**職場および労働市場におけるジェンダー平等を確保する**

女性は、雇用喪失、インフォーマル労働のリスク、労働市場からの離脱のすべての点において危機の影響を不相応に受けている一方で、長時間に及ぶ評価されていない無償労働を含め家事や家族の世話をこなしている。とりわけケア経済への公的投資を増大するとともに、労働者の権利を確保するためにサービス提供を規制することは、フォーマル化を後押しし、男女に何百万という新たな雇用を創出するだろう。G20 は、組合加入権を保護し、同一価値労働同一賃金を遵守し、ハラスメントからの保護を確保し、妊産婦の権利および親の権利を確保するため行動すべきである。

### **若者の先行きを保証する**

教育および職業訓練の中断、雇用喪失、雇用機会の不足、不安定さの増大が、若者に生涯の職業生活を通じて影響を及ぼしている。各国政府は、経済を再開するための財政拡大措置の一部として、若者の雇用に対する労働助成金、生涯教育、継続教育（見習い訓練制度を含む）、若者のための雇用保障を備えた質の高い雇用を増大するための行動計画を織り込むべきである。G20 LEMM は、その 2015 年コミットメントに立脚し、雇用、訓練および教育を提供する若者保証制度（Youth Guarantee）を巡る行動を調整すべきである。

### **グローバル・サプライチェーンにおける責任ある企業行動を確保する**

グローバル・サプライチェーンの途絶に対処することが、雇用の確保と創出を図るための優先事項である。各国政府は、義務的な人権デューディリジェンス、苦情処理メカニズムへの労働者のアクセス、権利侵害の被害を受けている個人およびコミュニティに対する救済を求めるべきである。G20 LEMM は、その 2017 年コミットメントに立脚し、国連の拘束力ある条約を支持し、ビジネスと人権のためのグローバル枠組みを提供し、ならびに企業の説明責任、責任および義務に関する ILO 条約を支持すべきである。多国籍企業とセクター別組合連盟とのグローバル枠組みに関する合意が支持されることを確保するためには行動が必要とされる。

### **製造に関する国際産業政策を支持する**

製造業のサプライチェーンの総雇用の半分以上が、現在、消費者需要の落ち込みと途絶に脅かされ、中または高リスクにさらされている中、国際貿易の改革と国際的生産の再構成を背景に、産業政策の基盤と、国際レベルでの産業政策の調整とが求められている。製造業は、とりわけ開発途上諸国および後発開発途上諸国においては経済開発および数百万人の生計維持に今なお不可欠なセクターである。G20 LEMM は、各国政府、労働組合および使用者団体間のグローバルな対話を確保するため、国際産業政策フォーラムを推奨すべきである。

### **デジタル化における公平性を確保する**

各国政府は、プラットフォーム事業において労働者の権利を執行し、デジタル企業の課税を保証し、産業政策を促進し、職場での新技術の導入のための社会対話を推進し、高水準の個人データ・プライバシーおよび監視に対する保護を確立し、すべての人に資するデータ経済を推進するため、データ主導経済とデジタル化を押し進めるテクノロジー大企業の拡大する独占的支配に対し規制を行うべきである。

**G20 労働雇用大臣会合**は、労働者および企業を支援し、経済活動と雇用の継続性を保証するため、グローバルガバナンスを緊急行動に導く上で重要な役割を担うものである。政策協調に当たっては、**G20 諸国**の前途に待ち受けるさまざまな新型コロナウイルスの課題や経済課題に対するグローバルな対応として、我々の世界の相互依存性を認識し、開発途上諸国があらゆる必要な手段を利用できるように図るべきである。

**COVID-19** から復興後の世界経済は、「新しい社会契約」を基盤とし、持続可能な開発目標の実現という困難な課題に対応し得る回復を目指して資金を提供するものでなければならない。